

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）登録者等処分規程第28条に基づき、同規程に基づく処分を受けたJSPO公認スポーツ指導者（以下「公認指導者」という。）に対する再教育プログラムの内容や手続等に関して必要な事項を定める。

(再教育プログラム審査会)

第2条 JSPO指導者育成委員会（以下「育成委員会」という。）は、公認指導者から再教育プログラムの受講申請があった際の受講可否の判断や再教育プログラムの内容の決定、修了判定を行うため、同委員会内に再教育プログラム審査会を設置する。

第3条 再教育プログラム審査会は、次の委員をもって構成し、育成委員会委員長（以下「育成委員長」という。）が委嘱する。

- (1) 育成委員長が、育成委員会委員の中から指名する若干名
 - (2) 育成委員長が、学識経験者の中から指名する若干名
- 2 再教育プログラム審査会の座長は、育成委員長が務める。

第4条 再教育プログラム審査会の委員の任期は、委嘱日より開始し、JSPO理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第5条 再教育プログラム審査会は、必要に応じ座長が招集し、その議長となる。

- 2 再教育プログラム審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、また議決することができない。
- 3 再教育プログラム審査会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は座長の決するところによる。
- 4 座長に事故ある場合は、委員のうちから互選された者が、その職務を代行する。
- 5 座長は、公認指導者が受講した再教育プログラムに応じて、再教育プログラムに関与した当該資格・競技を協同認定するJSPO加盟団体等（以下「協同認定団体」という。）の役員や専門家等の適当と認める者に対して、参考人として再教育プログラム審査会への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(再教育プログラムの内容)

第6条 育成委員会は、処分内容に基づく標準的な再教育プログラム基準として別表に定める。

(再教育プログラムの内容の決定)

第7条 注意又は厳重注意の処分を受けた公認指導者に対する再教育プログラムにあっては、その内容を別表に定める内容とし、処分決定時に育成委員会として自動的に決定したものと扱う。

- 2 資格停止（再登録等の禁止を含む）又は資格取消の処分を受けた公認指導者に対する再教育プログラムにあっては、受講申請の受理後、再教育プログラム審査会において受講の可否を判断するとともに、受講を認める場合は、別表に定める内容に基づき、個別の事案に応じて研修・講習等の指定や面談・カウンセリングの要否等の再教育プログラムの内容を決定し、これを通知する。
- 3 資格停止（再登録等の禁止を含む）又は資格取消の処分を受けた公認指導者が、処分決定通知に記載された処分の年月日以降、受講申請までの間に、自主的あるいは協同認定団体から課されて別表に定める内容に類する内容を受講したと認められる場合、前項の再教育プログラムの内容の決定にあたっては、当該受講内容を再教育プログラムの一部あるいは全部として扱うことができる。

（再教育プログラムの受講）

第8条 再教育プログラムの受講に要する諸費用（交通費・受講料等）は、公認指導者の自己負担とする。

（再教育プログラムの修了）

第9条 再教育プログラムを受講した公認指導者の修了については、再教育プログラム審査会において判定を行う。

- 2 再教育プログラム審査会における判定の結果、修了と判定された公認指導者へは、判定結果を通知する。そのうち、資格停止（再登録等の禁止を含む）の処分を受けた公認指導者にあつては、資格の回復期日、又は更新登録、再登録、復活登録若しくは新規登録の手続について通知する。
- 3 再教育プログラム審査会における判定の結果、未修了と判定された公認指導者へは、再教育プログラム審査会において、再度あるいは追加で課す再教育プログラムの内容を決定し、判定結果とともに通知する。

（変更）

第10条 本規程は、育成委員会の議決により変更することができる。

（雑則）

第11条 本規程に定めるほか、再教育プログラムの内容や手続等に関して必要な事項は、育成委員会の議決により別に定めることができる。

附 則 本規程は、令和5年1月1日から施行する。